

# PCB廃棄物対策に関する 行政評価・監視結果に基づく勧告

平成15年12月

総務省

---

## 前書き

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、その絶縁性、不燃性などの特性により、化学・食品工業等諸工業における加熱と冷却の熱媒体等として幅広く使用されていた。しかし、昭和43年にPCBが混入した米ぬか油の摂取による中毒事件が発生するなど、その毒性が社会問題化したため、47年に通商産業省(現経済産業省)の指導により、PCBの製造中止、回収等が行われた。この昭和47年までの間、PCBは、国内で5万8,787トンが生産されるとともに、5万4,001トンが使用されており、PCBを含む廃棄物は、国内の事業場で広範に保管されている。

その後、平成12年に、蛍光灯のPCB使用安定器が破裂しPCBを含んだ絶縁油が小学生の身体に付着する事件が発生したこと等から、13年7月、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)が施行され、PCB廃棄物を保管する事業者にその保管及び処分状況の届出等が義務付けられた。しかし、関係府省庁等においては、PCB廃棄物の保管状況について各種の実態把握が行われているものの、PCB廃棄物を保管する事業場の全体の実数については不明となっている。

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、都道府県等における保管事業場の実態把握の的確化、PCB廃棄物の保管等の適正化等を推進する観点から、環境省及び都道府県等におけるPCB廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用の状況、事業者におけるPCB廃棄物の保管・処分の状況とその届出状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

---

## 目次

1

ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業場の実態把握の的確化及び届出の励行確保

## 2 PCB廃棄物の保管等の適正化

1

### ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管事業場の実態把握の的確化及び届出の励行確保

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、国内では昭和29年から製造が開始され、その絶縁性、不燃性などの特性により、トランス、コンデンサなどの電気機器の絶縁油、化学・食品工業等諸工業における加熱と冷却の熱媒体等として幅広く使用されていた。しかし、昭和43年に西日本一帯で、PCBが混入した米ぬか油(ライスオイル)の摂取による中毒事件(カネミ油症事件)が発生するなど、その毒性が社会問題化した。このため、昭和47年に通商産業省(現経済産業省)の指導により、PCBの製造中止、回収等が行われ、49年には化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)の施行により、PCBの製造、輸入及び新たな使用が原則禁止され、51年には電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号(旧・昭和40年通商産業省令第61号))により、PCBを含んだ絶縁油を使用する電気機械器具(以下「PCB使用電気機器」という。)については、電気が通じているところへの新たな設置が禁止された。

平成12年には、東京都内の小学校で、蛍光灯のPCB使用安定器が破裂してPCBを含んだ絶縁油が小学生の身体に付着する事件が発生し、その後も同種の事件が各地で発生したことから、政府は、同年11月、「業務用・施設用蛍光灯等のPCB使用安定器の事故に関する対策について」(平成12年11月28日閣議了解。以下「平成12年閣議了解」という。)に基づき、原則として13年度末までに、使用中のPCB使用安定器をPCBを使用していないものへ交換させることとした。

平成13年7月、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。)が施行され、同法第8条により、PCB廃棄物を保管する事業者及びPCB廃棄物を処分する者(以下「事業者等」という。)は、毎年度、前年度におけるPCB廃棄物の保管及び処分の状況について、都道府県知事、保健所を設置する市にあっては市長等(以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならないこととされた。

なお、環境省は、平成14年1月、都道府県及び保健所を設置する市(以下「都道府県等」という。)に対し、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進について」(平成14年1月10日付け環廃産第11号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)を発出し、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を的確に把握することが、保管中のものの紛失等を防止し確実かつ適正な処理を確保するために必要であることから、事業者等に対し、保管及び処分の状況についての届出を義務付けたものであること等について通知するとともに、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に係る留意点について」(平成14年1月10日付け環廃産第12号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)を発出し、i)届出はPCB特別措置法の罰則の対象とされていることから、届出義務違反に対しては積極的に告発を行う等届出の確実かつ適正な履行に配慮すること、ii)届出は事業場ごとに行う必要があることから、届出漏れがないよう区域内の事業者等に確実に周知すること等について通知している。

また、環境省は、平成14年10月、都道府県等に対し、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出制度と電気事業法に基づく報告制度の連携について」(平成14年10月31日付け環廃産第662号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)を発出し、各都道府県等のPCB特別措置法担当部局(以下「特措法担当部局」という。)と各経済産業局との間でのPCB廃棄物に係る情報の共有化と連携を図るよう通知するとともに、特措法担当部局が、電

電気事業法に基づく届出(注)により経済産業局が把握しているPCBを含んだ絶縁油を使用した電気工作物に関する情報を入手しようとする場合には、経済産業局に情報の提供を求めるよう通知している。

(注)経済産業省は、平成13年10月、PCBを含んだ絶縁油漏えいなどの防止を図ることを目的として、電気事業法に基づく電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第4条の改正を行い、PCBを含んだ絶縁油を使用した電気工作物の使用、廃止又は変更に係る届出(以下「電気事業法に基づく届出」という。)制度を設けている。

このように、環境省は、PCB廃棄物の紛失等を防止し確実かつ適正な処理を確保するため、特措法担当部局に対し、PCB廃棄物を保管する事業場に関する情報を積極的に収集するとともに、事業場に対する届出の確実な周知などによる届出の励行指導を行うよう通知している。

PCBは、製造が開始された昭和29年から製造が中止された47年までの間、国内で5万8,787トンが生産されるとともに、5万4,001トンが使用されており、PCBを含む廃棄物は国内の事業場で広範に保管されている。関係府省庁等においては、次のとおり、PCB廃棄物の保管状況について各種の実態把握が行われているが、PCB廃棄物を保管する企業、学校、病院などの事業場(以下「保管事業場」という。)の全体の実数については不明となっている。

- 1) 財団法人電気絶縁物処理協会は、昭和48年にPCBの無害化処理に関する技術研究及び無害化処理の推進を目的として設立され、昭和49年から平成13年までの間、通商産業省の指導に基づき、PCB使用電気機器の保有台帳(以下「PCB台帳」という。)を整備し、PCB使用電気機器の保管管理の実態を把握している。PCB台帳に登載されている事業場数は13万706である。
- 2) 厚生省(現厚生労働省)は、平成4年度に、「PCBを含む廃棄物の保管状況調査について」(平成4年9月16日付け衛産第61号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知)に基づき、また、10年度に、「PCBを含む廃棄物等の保管状況等調査について」(平成10年12月8日付け衛産第58号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知)に基づき、PCBを含む廃棄物等の保管状況等調査(以下「実態調査」という。)を都道府県等に依頼するなどして実施しており、これら実態調査によれば、保管事業場数は4年度は延べ1万8,824であり、10年度は延べ4万3,632である。  
また、厚生省は、平成12年度に、「PCBを含む廃棄物等の保管状況等のフォローアップ等について」(平成12年10月12日付け衛産第112号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知)に基づき、10年度の実態調査で未回答又はあて先不明であった事業場に対するフォローアップ調査(以下「フォローアップ調査」という。)を都道府県等に依頼するなどして実施しており、これにより判明した保管事業場数は972である。  
なお、PCB廃棄物に係る業務は、平成13年1月に厚生省から環境省へ移管されている。
- 3) 各府省庁は、平成12年閣議了解に基づき、その所掌事務に係る事業場についてPCB使用安定器の使用・保管実態の調査(以下「閣議了解に基づく調査」という。)を実施しており、これによれば、平成13年度末までにすべてのPCB使用安定器の交換又は撤去の措置を講じた事業場数は1万1,827である。
- 4) 電気事業法に基づく届出制度発足後の1年間(平成13年10月15日から14年10月14日までの間)に、使用届出を行った事業場数は1万1,464であり、廃止届出を行った事業場数は1,701である。
- 5) PCB特別措置法第8条に基づき、平成13年7月15日現在PCB廃棄物を保管する事業場として、13年度末までに都道府県知事等に届出のあった事業場数は、4万3,696である。また、平成14年3月31日現在PCB廃棄物を保管する事業場として、14年6月30日までに都道府県知事等に届出のあった事業場数は、5万3,172である。

なお、環境省は、PCB特別措置法第5条第1項により、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の確保のため、PCB廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用に努めることとされている。

また、環境省は、PCB廃棄物の最終処分を推進するため、PCB廃棄物を広域的に処理するために拠点的処理施設の設置を進めることとしている。この処理施設の設置を担当する環境事業団(平成4年に改組された特殊法人)は、個別の施設ごとに事業実施計画を作成して環境大臣の認可を受けることとされているが、平成13年度以降、32都道府県(5か所)の施設に係る事業実施計画が認可されており、うち、17県(1か所)については16年以内に施設の一部の設置が完了し、稼動する予定となっている。なお、北陸、北関東甲信越、東北の15県では、一部の県と環境省及び環境事業団による取組が進められたが、いまなお、立地の具体化には至っていない。

今回、当省において、環境省及び都道府県等におけるPCB廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用の状況を調査するとともに、23都道府県等において上述のPCB台帳、実態調査、フォローアップ調査、閣議了解に基づく調査、電気事業法に基づく届出等により保管事業場として把握されているもののうち、平成13年度、14年度ともにPCB特別措置法に基づく届出に係る事業場名簿に掲載されていない1,418事業場を抽出し、PCB廃棄物の保管の有無、同法に基づく届出義務の有無及び届出の状況を調査した結果は、次のとおりである。

- 1) 環境省は、閣議了解に基づく調査、PCB台帳又は電気事業法に基づく届出により他府省庁が把握している保管事業場に係る情報のうち、平成10年8月現在のPCB台帳による情報は収集し特措法担当部局に提供しているものの、その他の情報については収集しておらず特措法担当部局への情報提供を行っていない。
- 2) 1,418事業場のうち、PCB廃棄物の紛失等により届出義務のないもの、調査対象都道府県等の管外に移転し当該都道府県等での届出が不要となったもの、事業場の所在が不明となっているもの等の事業場数は674であり、一方、平成13年度、14年度の両年度ともに届出義務のある保管事業場数は744である。この744保管事業場の中には、上述の各種実態把握により保管事業場として把握されている事業場名が変更されているものの変更後の事業場名で届出が行われていることが確認されたこと、届出が行われているにもかかわらず届出事業場名簿への記載が漏れていること等から、少なくともいずれかの年度に届出が行われていることが判明した保管事業場数は199であり、両年度ともに届出が行われていない保管事業場数は、これを除く545となっている。

両年度ともに届出が行われていない545保管事業場のうち、当省が実地に調査を行った65保管事業場の中には、次のとおり、特措法担当部局による保管事業場の実態把握と届出の励行指導が適切に行われていないものがみられた。

- i.) 特措法担当部局は、47保管事業場について、届出に係る個別周知を行っていない。これは、特措法担当部局による保管事業場に係る情報収集の範囲が、自ら実施・管理している実態調査、フォローアップ調査、PCB特別措置法に基づく届出受理、都道府県等の他部局、地方医務局(現地方厚生局)、国立大学又は経済産業局(以下「他部局等」という。)が実施している閣議了解に基づく調査、電気事業法に基づく届出受理、PCB台帳等のPCB廃棄物の保管に係る各種調査により把握されている事業場の一部に限定されているため、47保管事業場が個別周知の対象として把握されていないことなどによるものである。また、保管事業場について各種調査により自らが把握している情報と他部局等が把握している情報の突合・整序による事業場名簿を作成しておらず、事業場名簿を作成していても、掲載に漏れがあることによるものである。
- ii.) 特措法担当部局は、15保管事業場について、届出に係る個別周知を行っていないもの、督促を行っていない。
- iii.) 特措法担当部局は、2保管事業場について、督促を行っているものの、その後の励行指導を行っていない。

したがって、環境省は、都道府県等における保管事業場の的確な実態把握及び

PCB廃棄物の届出の励行を確保する観点から、他府省庁から、閣議了解に基づく調査、電気事業法に基づく届出又はPCB台帳による保管事業場の情報を収集し、これを都道府県等の特措法担当部局に情報提供するとともに、都道府県等に対し、次の措置を講ずるよう技術的助言を行う必要がある。

- 1) 特措法担当部局は、環境省から提供を受けた情報と自ら把握している保管事業場の情報との突合・整序を行い、事業場名簿の的確な整備を図ること。  
また、この事業場名簿に基づき、保管事業場に対し、届出を行うよう徹底すること。
- 2) 特措法担当部局は、届出を行っていない保管事業場に対し、督促及びその後の励行指導を徹底すること。

## 2 PCB廃棄物の保管等の適正化

PCB廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第5項に定める特別管理産業廃棄物の一つとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4により、指定されている。

この特別管理産業廃棄物の保管に関しては、廃棄物処理法第12条の2第2項により、事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。)第8条の13で定める特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管することが義務付けられている。また、特別管理産業廃棄物保管基準の内容を具体的に補完するものとして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」(平成10年5月7日付け衛環第37号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「課長通知」という。)においても特別管理産業廃棄物の保管に関する基準が定められており、さらに、平成12年閣議了解においても、PCB廃棄物の保管に関する基準が定められている。このように、PCB廃棄物の保管に関しては、特別管理産業廃棄物保管基準及びこれを補完する課長通知に基づく基準と平成12年閣議了解に基づく基準が定められている。

また、PCB廃棄物の譲渡又は譲受については、PCB特別措置法第11条により、地方公共団体等への譲渡等PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがない場合を除き、禁止されている。

さらに、保管事業場を設置している事業者は、PCB廃棄物の保管等に関する業務を適切に行うため、廃棄物処理法第12条の2第6項により、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者(以下「管理責任者」という。)の設置が義務付けられており、この管理責任者の資格については、廃棄物処理法施行規則第8条の17により、一定の学歴、廃棄物処理実務への従事経験年数が必要とされている。

一方、都道府県等は、PCB廃棄物の確実かつ適正な保管等を確保するため、PCB特別措置法第18条及び廃棄物処理法第19条により、PCB廃棄物の保管等に関し保管事業場に対し立入検査を行うことができるとされている。

今回、当省において、23都道府県等で、平成13年度、14年度ともにPCB廃棄物の保管の義務がありながら、両年度ともにPCB特別措置法に基づく届出が行われていない保管事業場のうち65事業場、13年度、14年度両年度ともに又はいずれかの年度に届出が行われ、PCB廃棄物を保管しているとみられる事業場等のうち161事業場の計226事業場を抽出し、PCB廃棄物の保管状況、立入検査の実施状況等を実地調査した結果は、次のとおりである。

- 1) PCB廃棄物の保管状況等
  - i.) PCB廃棄物を紛失等により保管していない事業場数は4であり、このうち、PCB廃棄物のすべてを紛失しているものが2事業場、PCB廃棄物を自ら保管せず、PCB特別措置法第11条の規定に反して電気工事業者に譲渡しているものが2事業場みられた。
  - ii.) PCB廃棄物を保管している事業場数は222であり、この中には、PCB廃棄物



の一部を紛失しているものが3事業場みられた。

また、222事業場のうち、PCB廃棄物が密閉容器で保管されていない、保管場所に掲示板が設置されていないなど保管基準に基づいて適正に保管されていないものは167事業場と約8割を占めている。

iii.) 222事業場のうち、管理責任者が設置されていないものが62事業場、設置されているが無資格者が選任されているものが90事業場と152事業場(約7割)において管理責任者が適正に設置されていない。

## 2) 立入検査の実施状況

i.) 23都道府県等のうち、7都道府県等では、保管事業場に対する立入検査の実施頻度や検査対象の選定に係る方針を策定しておらず、立入検査を実施していない。

ii.) 立入検査を実施している16都道府県等のうち、保管事業場に対する立入検査の実施頻度や検査対象の選定に係る方針を策定しているものは10都道府県等で、その立入検査実施率(平成13年度のPCB特別措置法に基づく届出事業場数に占める立入検査実施事業場数の割合)は22.3パーセントであるのに対し、立入検査の実施頻度や検査対象の選定に係る方針を策定していないものは6都道府県等で、その立入検査実施率は5.5パーセントである。

iii.) 立入検査を実施している16都道府県等のうち、当省の調査で把握された保管、管理責任者の設置に係る不適正事項で、当省の調査に先立ち都道府県等が行っている立入検査において指摘漏れとなっているものが、6都道府県等の14事業場で26事項みられた。

これは、立入検査表が作成されていないこと(1都道府県等)、立入検査表は作成されているものの、検査すべき事項が検査表に記載されていないこと(5都道府県等)などによるものである。

したがって、環境省は、PCB廃棄物の保管等の適正化を推進する観点から、都道府県等に対し、次の措置を講ずるよう技術的助言を行う必要がある。

1) 保管事業場に対する立入検査の実施頻度や検査対象の選定に係る方針を策定し、計画的な立入検査を実施すること。また、的確な立入検査表を作成するなど立入検査の実効性を確保すること。

2) PCB廃棄物保管事業者に対し、PCB廃棄物の保管について、PCB特別措置法第11条の規定によるPCB廃棄物の譲渡等の禁止を厳正に遵守するよう指導すること。

また、PCB廃棄物の保管、管理責任者の設置について、廃棄物処理法第12条の2による特別管理産業廃棄物保管基準と管理責任者の設置規定を厳正に遵守するよう指導し、指導に従わない事業者に対しては、廃棄物処理法第19条の3の規定により改善を命ずるなど、厳正な処分を行うこと。

---